

栃木地方最低賃金審議会より
時間額 9 5 4 円 (+ 4 1 円) の答申



杉田会長（左）から奥村労働局長（右）へ答申文を交付

令和5年8月7日（月）栃木労働局において、令和5年度第3回栃木地方最低賃金審議会が開催され、栃木地方最低賃金審議会会長（杉田 明子）より、栃木労働局長（奥村 英輝）に対し、栃木県最低賃金の改正決定についての答申がなされました。今後、異議申し立て等の手続きを経て栃木県最低賃金が改正決定され、令和5年10月1日より発効する見込みです。

労働基準部賃金室